

第123回米子市農業委員会農地部会議事録

招集年月日 平成27年6月4日(木)

招集場所 米子市役所 402会議室

開 会 午後1時30分

出席委員
1番 小林 秀美委員 2番 山中 春夫委員 3番 三島 通政委員 4番 赤木 勇夫委員
5番 井田 律子委員 6番 中本 公平委員 7番 吉澤 一誠委員 8番 安田 浩委員
9番 足立 寛隆委員 10番 遠藤 泰三委員 11番 池口 稔委員 12番 松林 貢委員
13番 安田 浩史委員 14番 高橋 敦美委員 15番 森中 喜輝委員 16番 矢倉 篤實委員
17番 大太 年廣委員(部会長)

欠席委員 なし

事務局 高西会長 田村事務局長 宅和係長 山本主任 長谷川主任

日 程

- 1 農地法各条申請地現地調査
- 2 部会長あいさつ
- 3 議事録署名委員の指名
- 4 議事
 - (1) 農地法各条申請審議等
 - ア 第10号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可について
 - イ 第11号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見具申について
 - ウ 第12号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見具申について
 - エ 第13号 米子市農用地利用集積計画の決定について
 - オ 第14号 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画に係る意見照会に対する回答について

- カ 第15号 農業振興地域の整備に関する法律に基づく農用地利用計画の一部変更に係る意見照会に対する回答について
- キ 第16号 農地利用集積円滑化事業規程一部変更の決定について

5 報告事項

- (1) 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出書の受理について
- (2) 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書の受理について
- (3) 農地法第18条第6号の規定による通知書の受理について
- (4) 非農地現況証明について
- (5) 農地等の現況に係る照会に対する調査結果について
- (6) 農地転用現況確認書の交付について
- (7) 県農業会議会議員の事務報告
- (8) その他

議事開始 午後2時44分

議長（大太委員）

今日は現地調査お疲れ様でした。現地調査に引き続きまして、第123回農地部会を開催します。

そうしますと恒例ですけれども、議事録署名委員について、慣例により議長が指名したいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

議長（大太委員）

それでは、議席番号5の井田律子委員と議席番号6の中本公平委員にお願いしたいと思います。本日の欠席委員はございません。それでは審議に入りますが、始めに3ページ、議案第10号をお願いします。農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可について、下記申請について農地法第3条第1項の規定により許可したいので、議決を求めます。

次に4ページ、番号8淀江町中西尾について事務局から説明をお願いします。

事務局（山本主任）

失礼します。番号8の淀江町中西尾について説明いたします。詳細は議案のとおりです。本件は、譲渡人が高齢のため、息子になる譲受人が贈与により農地を取得しようとするものです。取得後の経営面積は1,322aとなります。別紙3条申請理由のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。提出書類に不備はありませんでしたので、ご審議よろしく願いいたします。

議長（大太委員）

続いて、地元委員さん、報告をお願いします。

4番（赤木委員）

説明します。譲渡人が高齢のため、息子である譲受人が贈与により、農地4582㎡を取得しようとするものです。許可要件については特に問題ないと思われますので、よろしくお願いします。

議長（大太委員）

今、事務局説明と地元委員さんから報告がありましたが、これに対するご意見、ご質問ございませんか。ないようですので、採決をいたします。異議のない方は挙手をお願いします。挙手多数ということで、異議なしと認め、許可と決定いたします。

続いて、番号9の淀江町中間について事務局から説明をお願いします。

事務局（山本主任）

失礼します。番号9の淀江町中間について説明いたします。詳細は議案のとおりです。本件は、譲渡人が高齢のため息子になる譲受人が、贈与により農地を取得しようとするものです。備考欄にも記載しましたが、議案14ページ利用権設定各筆明細の6-5番のとおり、利用権設定の申し出も受けております。譲受人は、利用権設定による借り入れ予定面積が9a、現在の自作地が4

6 a、合計して、経営面積が55 aとなり、下限面積の要件を満たしますので、許可日につきましては利用権設定開始日の平成27年7月1日付けとなります。その他の要件につきましては、別紙3条申請理由のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。提出書類に不備はありませんでしたので、ご審議よろしくお願いいたします。

議長（大太委員）

続いて、地元委員さん、報告をお願いします。

11番（池口委員）

はい。譲渡人が高齢のため、息子に贈与するものです。農地2,945㎡を取得しようとするものです。許可要件については特に問題ないと思われしますので、よろしくをお願いします。

議長（大太委員）

そうしますと、今、事務局説明と地元委員さんから報告がありましたが、これに対するご意見、ご質問ございませんか。ないようですので、採決をいたします。異議のない方は挙手をお願いします。挙手多数ということで、異議なしと認め、許可と決定いたします。

続いて、5ページ、議案第11号をお願いします。農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見具申について、下記申請について、農地法施行令第7条第2項の規定により、意見を具申したいので、審議を求めます。

6ページ、番号5の淀江町稲吉について地元委員さんから説明をお願いします。

4番（赤木委員）

5番の議案について説明します。申請者は議案のとおりです。申請地は、淀江町稲吉の田で面積は1387㎡です。申請人は、乾燥施設はありますが、手狭になってきたため、規模拡大を考える中で、自宅から比較的近い申請地に立て替えを計画したものです。実行組合の排水同意、土地改良区の同意もあります。申請地は、農振法第8条第2項第1号に規定する農用地区域内にある農振農用地で、農振農用地内の用途区分を農地から農業用施設用地に変更する手続きは完了しています。指定された用途に供するため、転用については問題ないと思われしますのでよろしくをお願いします。

議長（大太委員）

ただ今、地元委員さんから説明がありましたが、これに対するご意見、ご質問ございませんか。ないようですので、採決をい

たします。異議のない方は挙手をお願いします。挙手多数ということで、異議なしと認め、許可申請は適当である旨の意見を付すこととします。

続きまして、7ページ、議案第12号をお願いします。農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見具申についてです。下記申請について、農地法施行令第15条第2項において準用する。第7条第2項の規定により意見を具申したいので審議を求めるものであります。

続いて8ページです。8ページ、番号17の淀江町佐陀について地元委員さんからお願いします。

4番（赤木委員）

17番の議案について説明します。申請者は議案のとおりです。申請地は淀江町佐陀の畑で、面積は650㎡です。申請人は、家賃収入を見込んで申請地に共同住宅の建築を計画したものです。隣接耕作者の同意、実行組合の排水同意もあります。申請地は、水道管と下水管が埋設されている道路に面していて、近くに病院や保育園がある農地であり、第3種農地に該当すると思われます。旧淀江町地域は非線引き都市計画区域であり、面積的に開発許可が必要ないことを確認しています。転用については問題と思われるので、ご審議、よろしくをお願いします。

議長（大太委員）

ただ今、地元委員さんから説明がありましたが、これに対するご意見、ご質問ございませんか。

高西会長

ちょっと聞いてみますが、これは米子の人はいつ頃取得されていたのでしょうか。

4番（赤木委員）

旧姓は分かりませんが、ここに嫁に来ておられまして、お兄さんが1人で独身で、農業をしていたのですが、亡くなられて相続人がいなくなったため、〇〇さんが全部受け取られたようです。

10番（遠藤委員）

佐陀の人ですよ。

高西会長

そうですね。確か〇〇さんじゃないかなと思い、どのような流れだったのかお聞きしました。

議長（大太委員）

他にはありませんか。ないようですので、採決いたします。異議のない方は挙手をお願いします。挙手多数ということで、異議なしと認め、許可申請は適当である旨の意見を付すこととします。

続きまして、番号18彦名町について地元委員さんから説明をお願いします。

8番（安田委員）

18番の議案について説明します。申請者は議案のとおりです。申請地は彦名町の畑で面積は251㎡です。

申請人は、家族で市内のアパートで生活していますが、これから子どもが大きくなっていくことを考えて、実家近くの親の土地に住宅の建築を計画したものです。実行組合の排水同意、土地改良区の同意もあります。申請地は、おおむね10ha以上の規模の農地の区域内にある農地であり、第1種農地に該当すると思われませんが、開発許可についても、都市計画法第34条第12号に該当する見込みがあることを確認しており、転用について問題はないと思われしますのでよろしくをお願いします

議長（大太委員）

ただ今、地元委員さんから説明がありましたが、これに対するご意見、ご質問ございませんか。ないようですので、採決をいたします。異議のない方は挙手をお願いします。挙手多数ということで、異議なしと認め、許可申請は適当である旨の意見を付すこととします。

続いて番号19、淀江町佐陀について地元委員さんをお願いします。

11番（池口委員）

19番の議案について説明します。今日は3番目に行ったところです。申請者は議案のとおりです。申請地は淀江町佐陀の田と畑で面積は1,296㎡です。申請する会社は、広島県を中心に登山道具などのアウトドア商品の販売等を行っていますが、今回、国立公園大山を中心にした営業展開を考えて、申請地に支店の出店を計画したものです。隣接耕作者の同意もあります。申請地は、水道管と下水管が埋設されている道路に面していて、近くに2つ以上の病院がある農地であるため第3種農地に該当すると思われ。旧淀江町地域は非線引き都市計画区域であり、面積的に開発許可が必要ないことを確認しています。転用について問題はないと思われしますのでよろしくをお願いします。

議長（大太委員）

ただ今、地元委員さんから説明がありましたが、これに対するご意見、ご質問ございませんか。ないようですので、採決いたします。異議のない方は挙手をお願いします。挙手多数ということで、異議なしと認め、許可申請は適当である旨の意見を付すこととします。

続いて番号20と番号21は関連があるようですので、この二つを一括して、地元委員さんから説明をお願いします。

6番（中本委員）

20番と21番の議案について、場所が隣ですのでまとめて説明します。分かりやすいように、事務局に図面を書いてもらうよう頼んでいます。皆さん、ホワイトボードをご覧ください。それぞれの申請者および申請地は議案のとおりです。図で言うと斜め線が引かれているところです。番号20番の宅地部分は329.01㎡です。進入路の部分が209.52㎡です。進入路は、議案番号21番の申請者と共同で使うので、土地の持ち分のうち5分の4を取得します。番号21番の宅地部分は264.46㎡です。進入路の部分209.52㎡については、番号20番の方が持ち分の5分の4を取得するので、残りの5分の1の持ち分を取得します。図に書いてありますとおり、将来的には進入路の反対側にも家が3軒くらい建つ見込みがあって、5軒の家で進入路はそれぞれ5分の1ずつ所有することになる予定だそうです。申請地は、水道管と下水管が埋設されている道路に面していて、近くに2つ以上の病院がある農地であるため、第3種農地に該当すると思われます。隣接耕作者の同意もあります。伯仙地区は都市計画区域外であり、面積的に開発許可が不要であることを確認しています。転用について問題はないと思われますのでよろしく願います。

議長（大太委員）

今、地元委員さんから説明がありましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

高西会長

ちょっと聞いてみますが、ここの現場をこれで見ると分譲住宅にするようになっているようですが、どうなっていますか。

事務局（長谷川主任）

ゼンリンの地図ですと、ここに〇〇さんの家があって、その下に進入路をつけて、まずは二つの家を建てたいという内容で出ております。この土地はもともと地元の方の土地でしたが、地権者さんが亡くなられて、お子さん方で相続されてこういった形に

なっておりまして、今、分筆登記の手続きをしております。ここにもうあと2、3件家が建ちます。

高西会長

こういったものは現地調査をしないとイケませんよ。

事務局（長谷川主任）

はい。

議長（大太委員）

他にはありませんか。

7番（吉澤委員）

これは別に開発業者をうんぬんということでなくて田んぼの持ち主が・・・。

高西会長

地元委員も事務局も説明が足りないので補足しますが、圃場を親御さんが亡くなったので、子どもさん達が贈与したということで、分筆をして、とりあえずはこの21と22をするということです。こういうややこしいものは現地を見て、将来はこういうことが考えられるということは大事なことだと思います。今後はそのようにしてください。

議長（大太委員）

それでは事務局よろしくお願いします。他に質問ございませんか。ないようですので、採決したいと思います。異議のない方は挙手をお願いします。挙手多数ということで、異議なしと認め、許可申請は適当である旨の意見を付すこととします。

続いて番号22と番号23の葭津についても関連があるようですので、一括して、22と23番を審議したいと思います。地元委員さんをお願いします。

16番（矢倉委員）

一番最初に行ったところですが、22番と23番をまとめて説明します。申請者は議案のとおりです。現地調査は先ほど行きましたが、申請地は葭津の畑で面積は2件の合計で695.91㎡です。申請人は、事業の拡大により新しい工場を建設しましたが、現状の会社の敷地では、新たに雇用する予定の社員を含めて駐車スペースがとても足りず、会社の両側にある申請地に、約40台分の駐車場の整備を計画したものです。土地改良区の同意、隣接耕作者の同意、実行組合の排水同意もあります。番号22番の申

請地は、おおよそ10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であり、第1種農地に該当すると思われませんが、会社敷地の拡張ということであり、問題はないかと思えます。番号23番の申請地については、その農地を含めた一団の農地面積がおおよそ3ha程度であり、第2種農地に該当すると思われます。こちらについても敷地の拡張であり、転用については問題ないと思われます。また、駐車場にするだけですので、開発許可がいらぬことを確認してますので、ご審議よろしくお願ひます。

議長（大太委員）

ただ今、地元委員さんから説明がありました。何か意見、質問はございませぬか。

高西会長

ちょっと聞いてみますが、借地のようでは料金は何のくらいですか。

事務局（長谷川主任）

5条の借地料については事務局では把握しておりませぬ。地権者がお二人とも大根屋の〇〇さんと岡野農場の〇〇さんですので、お二人に任せてます。

高西会長

分かりました。ではこれからは聞いておいてください。

事務局（長谷川主任）

はい。

高西会長

特に公表するわけではないうが、参考にしたいので今後よろしくお願ひます。

議長（大太委員）

他に質問ございませぬか。ないうですので、採決したいと思ひます。異議のない方は挙手をお願ひます。挙手多数ということで、異議なしと認め、許可申請は適当である旨の意見を付すこととします。

次に10ページ、議案第13号をお願ひます。米子市農用地利用集積計画の決定についてです。別紙農用地利用集積計画（案）について農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により決定を求めます。今月は利用権設定が27件、所有権移転が1件あります。それでは利用権設定各筆明細について、13ページ番号6-1から16ページ番号6-19までを一括して審議をいたし

ます。事務局から説明をお願いします。

事務局（宅和係長）

失礼します。利用権設定各筆明細について説明いたします。今月は、田に関するものが、30筆 298a、畑に関するものが、18筆 187a、また、所有権移転について、畑に関するものが、3筆 112a ございます。そうしましたら番号6-1から6-19まで説明します。

番号6-1から番号6-2は再設定でございます。

番号6-3は借受人の希望による設定となっており、設定後の経営面積は、228a でございます。

番号6-4は再設定でございます。

番号6-5は借受人の希望による設定となっており、設定後の経営面積は、55a でございます。

番号6-6は借受人の希望による設定となっており、設定後の経営面積は、114a でございます。

番号6-7から番号6-8は、借受人の希望による設定となっており、設定後の経営面積は、147a でございます。

番号6-9から番号6-10は再設定でございます。

番号6-11は、借受人の希望による解除条件付の設定となっており、設定後の経営面積は、54a でございます。

番号6-12は借受人の希望による設定となっており、設定後の経営面積は、36a でございます。

番号6-13から番号6-14は借受人の希望による設定となっており、設定後の経営面積は、308a でございます。

番号6-15は再設定でございます。

番号6-16は高齢化による経営縮小による設定となっており、設定後の経営面積は、88a でございます。

番号6-17は再設定でございます。契約期間が6ヶ月となっている理由は、6ヶ月後には、担い手育成機構からこの方がこの農地を買い受ける予定になっているためでございます。

番号6-18は再設定でございます。

番号6-19は借受人の希望による設定となっており、設定後の経営面積は、61a でございます。

以上、6-1から6-19まで、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。ご審議よろしく申し上げます。

議長（大太委員）

ただ今、事務局から説明がありました。これに対するご意見、ご質問はございませんか。

高西会長

これと直接関係ありませんが、今、担い手機構から借りて半年後には担い手機構から買い上げるということですが、例えば競売に掛かるとする、分かりやすく言えば、農協さんが融資をして返済が滞って始末をするということで、競売に掛けるとすると、そのような場合はそこを担い手機構にそういうことを言って依頼するということはどうなりますか。売買を斡旋するという事です。なぜそのようなことを言うかという、淀江から出ている委員さんに相談しようと思っていますが、農協から依頼を受けているもので、値段はいくらでもいいので、斡旋してもらえないかという話です。一番大事なことは、地元の人にそういうことを知ってもらって、地元の人が誰も取得を希望されないのであれば、区域外の人がしないと日下で色々問題があってその二の舞になったらいけないと思っています。担い手機構が中間管理機構の委託を受けてやっているので、できればそれを利用してやりたいと思い、お伺いしました。

事務局（宅和係長）

競売が取り下げられましたら、相手が見つかりそうであれば可能だと思います。

高西会長

まだ競売にはかけていません。競売に掛けるにはお金がかかるので、何とかそういうことではなく、色々な人にお世話をして、農業委員会は不動産屋ではないので、情報をいただきたいと思い、たまたま思いついたので聞いてみました。ちょっとその辺を西部の本部長に聞いておいてください。

議長（大太委員）

それでは他に質問ございませんか。ないようですので、採決したいと思います。異議のない方は挙手をお願いします。挙手多数ということで、異議なしと認め、決定といたします。

続いて、19ページ、利用権設定各筆明細（農地中間管理権を取得する場合）について番号6-1から20ページ番号6-8までを一括して審議いたします。事務局から説明をお願いします。

事務局（宅和係長）

失礼します。19ページ番号6-1から、20ページ番号6-8までは、鳥取県農業農村担い手育成機構が、賃貸借により農地中間管理権を取得するものでございます。今月の中間管理権の取得面積は、101aでございます。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上ご審議よろしく申し上げます。

議長（大太委員）

事務局から説明がありました。これに対するご意見、ご質問はございませんか。

高西会長

この大阪や神奈川県の方は、新規就農者ではないかと思いますが、6-1と6-2ですが、そうですか。

事務局（宅和係長）

これは利用権を設定する者というところにある方は、土地の所有者で農地を相続しておられる方です。

高西会長

分かりました。勘違いしていました。

議長（大太委員）

他に質問ございませんか。ないようですので、採決したいと思います。異議のない方は挙手をお願いします。挙手多数ということで、異議なしと認め、決定いたします。

続いて23ページ、所有権移転各筆明細について、番号6-1を審議いたします。事務局から説明をお願いします。

事務局（宅和係長）

失礼します。この議案に関しましては、数字の訂正をお願いしたいと思います。表の真ん中のところに、畑4,285㎡、畑3,265㎡、畑3,666㎡で、合計で6,412.00㎡となっておりますが、こちらは間違いで、11,216.00㎡に訂正をお願いします。

そうしますと説明いたします。番号6-1ですが、場所が彦名干拓地の西側の端に位置している県有地でございます。これを鳥取県農業農村担い手育成機構が農業者に転売する目的で取得しようとするものでございます。利用目的は『ぼろたん』という粟でございます。高さも最大でも3mまでと聞いております。農業経営基盤促進法第18条第3項各号の要件を満たしていると

考えますので、ご審議よろしく申し上げます。

8番（安田委員）

これは一番西側のところですか。

事務局（宅和係長）

はい、そうです。

高西会長

これは取得してから栗を植えるのですか。今、もう栗が植えてあるのですか。

事務局（宅和係長）

今はまだ何も使われておらず、草が生えているような状況です。

高西会長

これは干拓して、どなたか個人に販売されたものですか。

事務局（宅和係長）

ここは売れていないところで、今回売買の話がついたところです。

高西会長

ということは、4,285㎡が〇〇円ということですか。

事務局（宅和係長）

そうです。

高西会長

確か最初の方は、10aあたり〇〇万円くらいで買ったはずですが。それなら、1,000㎡ほど少ないけれども、〇〇万たらずほどは高いというわけですね。

事務局（宅和係長）

はい。そうです。

高西会長

ということは、畑の条件が良いということですね。

事務局（宅和係長）

畑の条件については聞いておりません。

高西会長

干拓が終わって売り出した時は10a当たり〇〇万か〇〇万だったと思います。分からなければまた調べておいてください。いつ頃から安くして県が処分したのかを聞いておいてください。

議長（大太委員）

よろしいでしょうか。他に質問ございませんか。ないようですので、採決したいと思います。異議のない方は挙手をお願いします。挙手多数ということで、異議なしと認め、決定といたします。

続いて、24ページ議案第14号をお願いします。農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく、農用地利用配分計画に係る意見照会に対する回答についてです。別紙、農用地利用配分計画（案）について、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づき意見を求めるものでございます。25ページ、番号1から26ページ番号6について、事務局から説明をお願いします。

事務局（宅和係長）

失礼します。25ページ番号1から26ページ番号6につきましては、鳥取県農業農村担い手育成機構が農地中間管理権を取得している農地128aを、農用地利用配分計画案により、借受希望者に貸し付けようとするものでございます。それでは、利用配分計画の借受者選定理由について説明いたします。

番号1は、利用集積効果の高い農業者であり、他に耕作しようとする者がいないため、配分しようとするものでございます。配分後の経営面積は5,345aでございます。

番号2は、近隣を耕作している農業者であり、他に耕作しようとする者がいないため、配分しようとするものでございます。配分後の経営面積は245aでございます。

番号3は、新規就農者であるため、優先的に配分しようとするものでございます。配分後の経営面積は199aでございます。

番号4は、新規就農者であるため、優先的に配分しようとするものでございます。配分後の経営面積は39aでございます。

番号5は、新規就農者であるため、優先的に配分しようとするものでございます。配分後の経営面積は133aでございます。
番号6は、新規就農者であるため、優先的に配分しようとするものでございます。配分後の経営面積は16aでございます。
以上、ご審議よろしく申し上げます。

議長（大太委員）

ただ今、事務局から説明がありましたが、これに対するご意見、ご質問ございませんか。

11番（池口委員）

新規就農者というのは若い人ばかりですか。20代とか。

事務局（宅和係長）

20代の方はおられません。30代から40代の方です。

11番（池口委員）

わかりました。ありがとうございます。

議長（大太委員）

他に質問ございませんか。ないようですので、採決したいと思います。異議のない方は挙手をお願いします。挙手多数ということで、異議なしと認め、許可申請は適当である旨の意見を付すこととします。

続いて議案第15号をお願いします。農業振興地域の整備に関する法律に基づく、農用地利用計画一部変更に係る意見照会に対する回答についてです。別紙農用地利用計画の一部変更（案）について、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第1項の規定に基づき、意見を求めるものであります。

28ページ、番号1について事務局から説明をお願いします。

事務局（宅和係長）

農用地利用計画の一部変更案についてご説明いたします。28ページ番号1の富益町を説明させていただきます。

申請者は、農業生産を目的として平成27年3月に設立された法人で、富益町地内に49aの農地を借受け営農開始しようとして準備しているところでございます。同会社は、当該申請地の隣接地にございますが、会社敷地には4台程度の駐車スペースしかなく、農作業員3名の車と会社所有の軽自動車2台をぎりぎり停めている状態でございます。今後、圃場の拡大に伴い、農作業

員の増員を予定しており、駐車場スペースが不足している状況でございます。以上の理由から、会社所在地と隣接している申請地に農作業員等の駐車場を確保しようと申請したものでございます。

次に、市の計画変更に対する考え方ですが、当該申請地は、農用区域ではありますが、道路、宅地及び農用区域外の農地に囲まれた農地であり、農用区域変更後の集团的農用地の分断、土地利用の混在、農作業の効率性及び担い手の農用地の利用集積への支障をきたす恐れはないと考えます。また、土羽打ちによる土地の流出防止対策が計画されていること及び雨水排水は地下浸透する計画であることから、変更後の隣接農地及び周辺の農業用排水路への支障も軽微であると考えます。以上、法第13条第2項各号について検証を行った結果、農振除外の基準を満たしており農用区域内ではあるが計画変更はやむを得ないと考えます。以上、ご審議よろしく申し上げます。

議長（大太委員）

ただ今、事務局から説明がありました。これに対するご意見、ご質問ございませんか。

高西会長

ちょっと聞いてみますが、今日見てもらったように、あそこ一帯は農業ができるような雰囲気ではないですね。今までも合併してから、私もずっと農業委員として出させてもらっていて、何回かは農業委員会の席だけでなく、色々な機会がある毎に米子市に対しては話をしていました。それはどのようなことかという、特に淀江は影響があるのですが、本当に将来優良農地として残すところと、農振で残すのではなく、除外をして、必要なら商業地区や工業地区にしたりできますが、そういうことを考えていかないと個人の資産も減少するし、それから行政としても資産が減少するという事は、固定資産税も入ってこないということもあるので、これはずいぶんと前から出ている声だと思いますが、合併前からそういう話はありませんでしたか。

事務局（宅和係長）

線引きの見直しについては、市議会でも議員さんから質問は出ています。

高西会長

市長はそのことについて、何と言っていますか。分からないなら分からないでいいですよ。

事務局（宅和係長）

ちょっと調べておきます。

高西会長

よろしく申し上げます。

議長（大太委員）

他に質問ございませんか。ないようですので、採決したいと思います。異議のない方は挙手をお願いします。挙手多数ということで、異議なしと認め、許可申請は適当である旨の意見を付すこととします。

続いて30ページ、議案第16号をお願いします。農地利用集積円滑化事業規定の一部変更の決定についてであります。別紙農地利用集積円滑化事業の規定の一部変更について、農業経営基盤強化促進法第11条の11第4項において準用する。同法第11条の12第2項の規定により決定を求めるものであります。そうしますと事務局から説明をお願いします。

事務局（宅和係長）

失礼します。まず、農用地利用集積円滑化事業規程の一部変更についてご説明いたします。31ページと32ページが変更前、変更後の対照表でございます。33ページから40ページまでが変更案を盛り込んだ規程の全文でございます。

先ず、農地利用集積円滑化事業についてご説明いたします。農地利用集積円滑化事業とは、農業経営基盤強化促進法に基づく事業であり、米子市の場合、JA鳥取西部が米子市から事業規程の承認を受けて、平成23年度から事業を実施しているところでございます。事業の内容としては、JAが農地所有者から農地貸付の白紙委任を受け、所有者を代理して、農地を耕作者に貸し付ける農地所有者代理事業、JAが農地を借り受けて、その農地を他の耕作者に貸し付ける農地売買等事業及びJAが借り受けた農地を利用し、新規就農希望者等に対して行う研修等事業の三つでございます。この度の事業規程の変更でございますが、変更理由としましては、農地中間管理事業制度が創設され、農地保有合理化事業制度が廃止されたことから、規程中、所要の変更を行うものでございます。具体的には、31ページの新旧対照表をご覧ください。変更箇所が3箇所ございます。

先ず、第4条でございます。円滑化事業を実施するにあたっての調整等の規程でございますが、第1号において、事業実施は、関係機関等とよく連絡調整を図って行うこととする規程中、関係機関のひとつである農地保有合理化法人を農地中間管理機構へ置き換えるものでございます。農地保有合理化法人と農地中間管理機構とは、いずれも鳥取県農業農村担い手育成機構のことでございます。2箇所目は、第4条第2号でございます。円滑化事業を実施するにあたっては、他の農地流動化等の施策と連携して行うこととする規程となっております。農地保有合理化法人が行う農地保有合理化事業から農地中間管理機構が行う特例事業

及び農地中間管理事業へ置き換える変更でございます。農地保有合理化事業と農地中間管理機構が行う特例事業とは、農地を買い受けて転売する事業であり、事業の名称が変わっただけで、実質は同じ事業でございます。3箇所目は、第11条第2号でございます。規程中、農地保有合理化法人を農地中間管理機構へ置き換える変更でございます。以上、法律に基づく事業制度の変更に伴う所要の変更をしようとするものでございます。ご審議よろしく申し上げます。

議長（大太委員）

次のページからは何かないですか。

事務局（宅和係長）

次のページは変更案を盛り込んだ規定の全文でございます。

議長（大太委員）

読んでおいてください、ということですか。

事務局（宅和係長）

この全文を掻い摘んで、一番最初に説明しました。

議長（大太委員）

ただ今、事務局より説明がございましたが、他に質問ございませんか。

15番（森中委員）

この法律はいつから変わったのですか。

事務局（宅和係長）

26年度に変わっております。

15番（森中委員）

26年度に変わったのではちょっと遅いような気がするが。

事務局（宅和係長）

少し遅いような気はしますが、実質的に事業を行ううえで支障はなかったもので、この度、変更されるものと思っております。

高西会長

これは農協からお願いされたのですか。

事務局（宅和係長）

はい。4月に農協の総代会がありまして、この変更案が決定になっております。それを農協が市長に対し承認願いが出されて、市長から農業委員会に変更案の決定を求められたという流れとなっております。

高西会長

赤木さん、どのような具合でしたか。

4番（赤木委員）

はい。総代会の決議で決定しました。

高西会長

総代会は公布が26年で出たけれども、27年の総代会にかけないといけないので遅くなったのですか。

4番（赤木委員）

はい。そうです。

議長（大太委員）

森中さんよろしいでしょうか。

15番（森中委員）

はい。

高西会長

この33ページから農地利用集積円滑化事業規定は直したものだと言われましたが、この変更後と現行とありますが、例えば4条なんかを見ると、農地中間管理機構という4条の1項にありますが、このことについて何も言われていませんが。

事務局（宅和係長）

失礼しました。変更後の全文と言いましたが、変更前の全文でした。申し訳ありませんでした。

高西会長

どれも該当するものがなかったのでおかしいなと思いましたが、分かりました。

議長（大太委員）

それでは、他に質問ございませんか。ないようですので、採決したいと思います。異議のない方は挙手をお願いします。挙手多数ということで、異議なしと認め、決定といたします。

高西会長

ちょっと事務局に言いたいのですが、これは変更前の分ですので、今日承認したので、きちんと委員さんに修正したものを一部ずつ渡してください。

事務局（宅和係長）

分かりました。次の部会に間に合うようでしたら配らせていただきます。

議長（大太委員）

それでは、よろしくをお願いします。審議事項はここまでですが、報告事項にうつらせていただきます。

4 1 ページ、報告事項（1）農地法第4条第1項第7号による農地転用届出書の受理についてであります。番号4から番号5までの2件を受理しております。

続いて4 2 ページ、（2）農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書の受理についてです。番号5から番号11までの7件を受理しています。

続いて4 4 ページ、（3）農地法第18条第6号の規定による通知書の受理について、番号3から番号4の2件を受理しています。

続いて4 5 ページ、（4）非農地現況証明について、番号1から番号6までの6件を証明しております。

続いて4 7 ページ、（5）農地等の現況に係る照会に対する調査結果についてです。3件を鳥取地方法務局米子支局に回答しております。

続いて5 0 ページ、（6）農地転用現況確認書の交付についてです。番号1から番号3までの3件を公布しております。

続いて会長から県農業会議会議員の事務報告をお願いします。

高西会長

報告事項は事務局からの説明はないのですか。

事務局（長谷川主任）

失礼します。報告事項については、部会長さんからお願いしております。すいません、例えば(5)農地等の現況に係る照会に対する調査結果についてですが、こちらは法務局に対して、地目変更登記の申請があった3件につきまして、法務局から米子市農業委員会に転用の手続きが済んでいるかどうかと照会があったものに対して、手続きが済んでいますと回答したものでございます。あくまで登記地目を変更する場合に法務局から照会があって、それに対する回答ということで議案に載せさせていただいております。

議長（大太委員）

これからそのように言っていただければ分かります。それでは会長より報告をお願いします。

高西会長

(鳥取県農業会議会議員の事務報告)

議長（大太委員）

それではよろしいでしょうか。これで審議を終わりますが、事務局から連絡ありましたらお願いします。

事務局（宅和係長）

(事 務 連 絡)

議長（大太委員）

いいですか。ではこれで第123回農地部会を終了いたします。ご苦労様でした。

閉 会 午後3時50分